

支援金詳細

四日市市被災者雇用奨励金について

2024年能登半島地震により被災し、被災地から本市に避難された方を3か月以上雇用していただいた市内の事業主に対して、奨励金を交付します。

地域	三重県四日市市
支援の種類	助成型（ 2 ）
利用目的	人材育成・雇用
対象	公共職業安定所から職業の紹介があった被災者を次の各号のいずれにも該当する条件で雇用された事業主 1. 1週につき、20時間以上の所定労働時間で雇用したこと 2. 令和6年1月1日から令和7年1月31日までの期間中に、3月以上継続して雇用し、市内の事業所等で勤務させた実績を有すること
公募期間	～2025年1月31日
上限金額・助成金	雇い入れる被災者1人につき、10万円。ただし、事業主が同一人を再度雇い入れる場合は除く。
給付要件	被災者の範囲：2024年能登半島地震による災害により激甚災害に指定された地域（災害救助法施行令第1条第1項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村）から本市に避難してきた方
その他	
問合せ先	四日市市 商業労政課 雇用労政係 電話：059-354-8417
URL	https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1706149111139/index.html